

本人通知制度登録申出書

（あて先）島本町長様

（〒 - ）
申出人 住所

氏名

裏面の内容に同意のうえ、島本町住民票の写し等本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し出ます。

※太枠内を記入してください。

申出年月日	年 月 日	
登録者氏名	フリガナ	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
住 所	（〒 - ）	連絡先 (TEL)

※代理人による申出の場合は、記入してください。

代理人氏名		生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
住 所		連絡先 (TEL)
登録者との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他代理人	

島本町記入欄

登録日	年 月 日
証明書種別	
住 所 世帯主	
本 籍 筆頭者	

事務処理欄

受付	本人（代理人）確認書類	備考	名簿記載事務
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード		(処理日：)
	<input type="checkbox"/> 旅券		(担当者：)
	<input type="checkbox"/> 運転免許証		名簿番号 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

本人通知制度について

- 1 本人通知制度とは、住民票の写し等(※1)を代理人又は第三者(※2)に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。
なお、制度が利用できるのは登録者に限り、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。(同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象となりません。)
- (※1) 住民票の写し等とは、住民票の写し(除住民票の写しを含む。)、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し(戸籍の除附票の写しを含む。)、戸籍謄(抄)本(除籍謄(抄)本、改製原戸籍謄(抄)本を含む。)をいいます。
- (※2) 第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)をいいます。
- 2 登録等の申出の受付は、島本町役場住民課の窓口で行います。(町の休日を除く。)ただし、登録日は申出の受付をした翌日(休日の場合は翌開庁日)となります。なお、登録日以降の交付請求が通知の対象となります。
- 3 代理人による登録等の申出は、次のいずれかの場合に限り可能です。
 - (1) 法定代理人による申出の場合
 - (2) 登録者が疾病その他のやむを得ない理由により自ら申し出ることが困難な場合。なお、代理人として申し出る際に、代理権を明らかにする書類(委任状、戸籍、登記事項証明書等)が必要となります。
- 4 郵送による登録等の申出は、次のいずれかの場合に限り可能です。
 - (1) 登録者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で申し出ることが困難な場合
 - (2) 他の市区町村に居住している場合
- 5 転出、転籍等により、登録事項に変更が生じたときは届出をしてください。変更の届出がない場合は、登録を取り消す場合もありますのでご注意ください。また、登録期間満了前に登録の廃止をするときも届出が必要です。なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき又は対象となる証明書が島本町に存在しなくなったとき(除票の保存期間満了等)は、登録を取り消します。
- 6 転出先の市区町村でも登録を希望する場合は、転出先で新たに登録手続を行ってください。
なお、本人通知制度を実施していない市区町村では、通知制度はありませんので、あらかじめご了承ください。
- 7 本人通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付証明書の種別、③交付枚数、④交付請求者の種別の4事項です。交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、あらかじめご了承ください。
なお、④の交付請求者の種別は「本人の代理人請求」「第三者請求・個人」「第三者請求・法人」「第三者請求・八業士」の4種類です。
- 8 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村への調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 9 本人通知制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、登録申出をしてください。